

評価書案に係る見解書

—中央合同庁舎第2号館ヘリポート設置事業—

平成12年12月

建設省

1. 事業者の名称及び所在地

名 称：建設省建設大臣官房官庁営繕部

代表者：官庁営繕部長 春田 浩司

所在地：東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

2. 対象事業の名称及び種類

名 称：中央合同庁舎第2号館ヘリポート設置事業

種 類：飛行場の設置

3. 対象事業の内容の概略

3.1 対象事業の内容の概略

本事業は、広域災害発生時における緊急移動（人員輸送及び緊急物資輸送）等に供するため、警察庁、総務省、国土交通省が入居予定の中央合同庁舎第2号館の屋上（地上99.5m）に、ヘリポートを新たに設置するものである。

事業の内容の概要は、表3-1に示すとおりである。

表3-1 事業の内容の概略

項目	内 容
位 置	東京都千代田区霞が関二丁目1番2号
地 域 地 区	商業地域・防火地域
飛 行 場 の 種 類	非公共用陸上(屋上)ヘリポート
規 模	約1,340m ² (地上高さ 99.5m)
着陸帯(滑走路)	23m×20m
使 用 予 定 機 種	エロスパシアルAS332L1型、M214ST型及び同等機種
運 航 時 間	午前7時から日没まで
運 航 回 数	年間約60回
付 带 設 備	標識施設、気象観測施設、消火施設等
供 用 開 始 時 期	平成14年

注) 非公共用ヘリポートとは、設置者の許可を受けた者だけが利用できるヘリポートをいい、使用可能時に誰でも利用できる公共用ヘリポートに対する呼び方。

3.2 対象事業の目的及び内容

3.2.1 目的

阪神・淡路大震災を契機として、広域災害時において早期に災害防止対策を樹立するため緊急活動の重要性が高まる中で、特に災害時の実情調査のための緊急移動の手段としてヘリコプターを利用する必要性が高まっている。

そこで、本事業は中央合同庁舎第2号館の屋上にヘリポートを設置することにより、これらの要請に応え、警察庁、総務省、国土交通省及び下部機関、指定行政機関、その他関連機関並びに地方自治体に対して情報収集、指示、連絡調整を図る等防災活動の中核的な役割を迅速かつ的確に果たすことを目的として計画するものである。

あわせて本事業は、周辺地域における地震、災害等による緊急災害発生時においては優先的にヘリポートの利用提供を図り、救急活動の拠点として地域社会に貢献することを目的とする。

なお、運用は非公共用ヘリポートとして設置しようとするものである。

3.2.2 内容

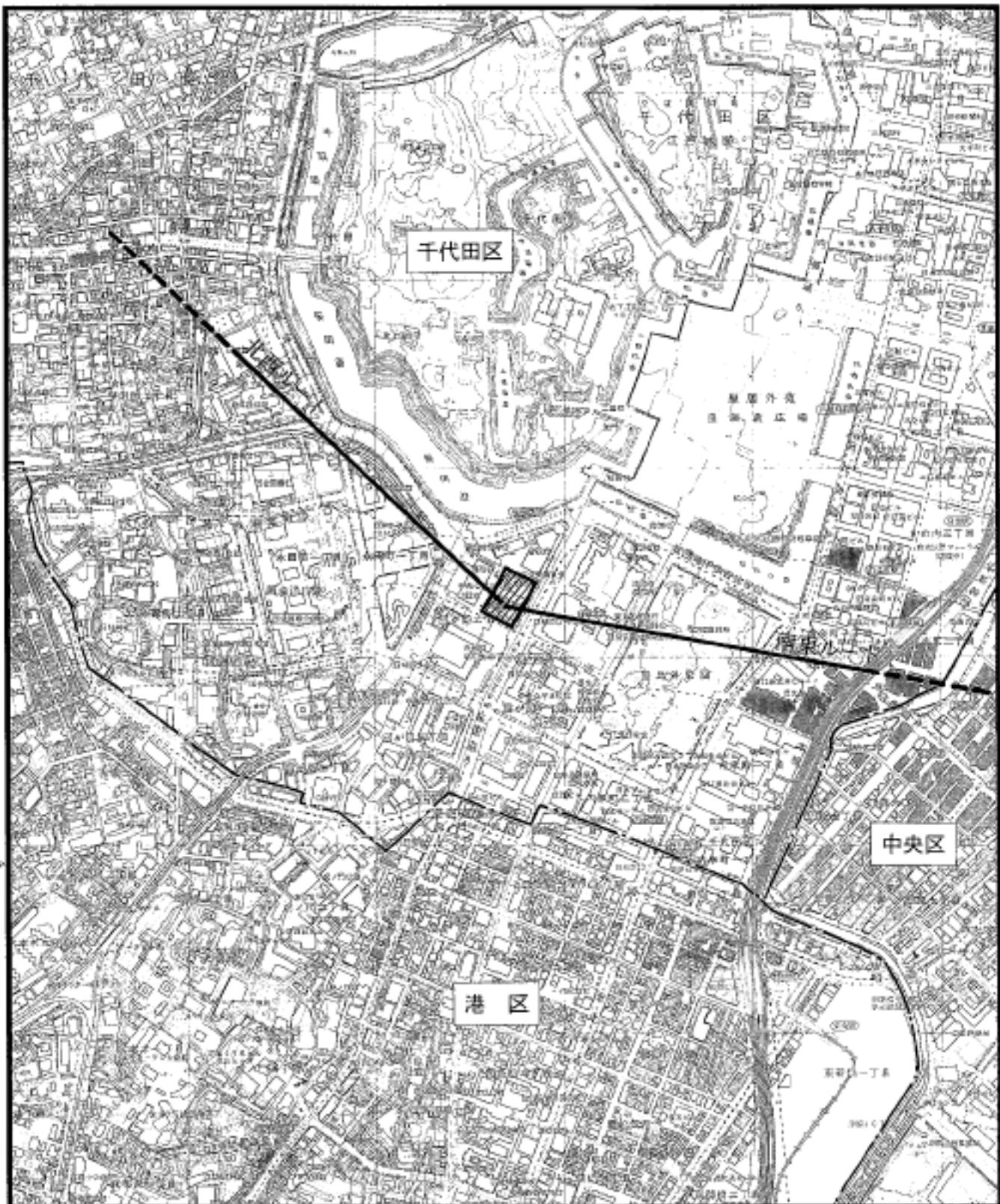
(1) 位置及びヘリポートの種類・規模等

ヘリポートの計画地（以下、計画地）は図3-1に示すように日比谷公園の北西約300mの東京都千代田区霞が関二丁目1番2号に位置し、中央合同庁舎第2号館屋上にヘリポートを設置するものである。

計画しているヘリポート（以下、計画ヘリポート）の種類、規模及び施設の概要是、表3-2に示すとおりである。

表3-2 計画ヘリポートの種類及び規模等

項目	内 容
種類	地上（屋上）ヘリポート
種別	非公共用
規模	敷地面積 約 1,340m ²
施設	着陸帯 23m×20m 滑走路 23m×20m（最大全備重量8,60tに耐える強度）
付帯設備	標識施設：着陸帯標識 気象観測施設：風向・風速計 消防施設：消防設備 燃料流出防止施設：漏油防止措置



凡 例

- 計画地
- 区 界
- 飛行ルート



Scale 1:15,000

0 250 500m

図 3-1

計画地の位置

(2) 運航計画

ア. 運航回数

計画ヘリポートは広域災害発生時を中心とした緊急移動（人員輸送及び緊急物資輸送）が主な目的のため、運航回数*を特定することは難しいが、使用頻度としては、各省庁所有の機種が月1回程度災害時及び訓練飛行等を行うこととし、以下に示すとおり設定した。

○年間想定運航回数：約60回／年（離着陸回数：約120回／年）

○飛行日当りの最大運航回数：5回／日

イ. 飛行パターン

計画ヘリポートにおけるヘリコプターの主な飛行パターンは図3-2に示すとおりであり、通常の運航では、進入・着陸後滑走路に待機して人員を乗降させ、離陸・上昇する。

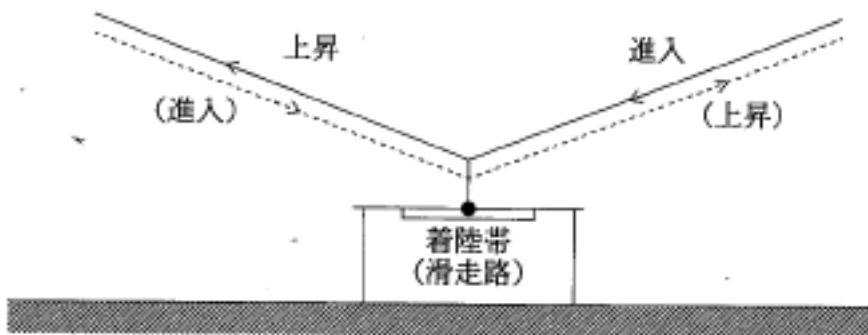


図3-2 飛行パターン

ウ. 運航時間

計画ヘリポートでは夜間の離着陸は行わず、運航時間を原則として、午前7時から日没までとする。

*：運航回数とは、進入・着陸し、その後離陸・上昇する一連の運航を1回と数えた回数。したがって、離着陸回数は運航回数の2倍となる。

エ. 飛行ルート

計画ヘリポートにおけるヘリコプターの運航は、通常ヘリコプターを格納している既存ヘリポートから出発し、計画地で人員及び物資を乗せて目的地に向かうか、一旦目的地へ向かって人員及び物資を乗せ、その後人員及び物資を降ろすために計画地に向かう。

飛行ルートは図3-1に示すとおりであり、南東側を飛行する場合は日比谷公園、帝国ホテル等の上空付近を通過し、北西側を飛行する場合は国会図書館、国會議事堂等の上空付近を通過して計画ヘリポートに離着陸する計画である。

3.3 施工計画

計画ヘリポートは、中央合同庁舎2号館屋上に設置するものであり、ヘリポート躯体工事等は建屋建設工事に含まれることから、計画ヘリポート施工工事としては付帯設備工事のみである。

本事業に係る工事期間は、平成13年度着工予定とし、約3ヶ月の計画である。

表3-3 工事工程

項目 月数	1	2	3
付帯設備工事			

4. 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について、関係区長からの意見が1件提出された。

なお、公述の申し出がなかったため、公聴会は開催されなかった。

評価書案について提出された意見等の件数の内訳は、表4-1に示すとおりである。

表4-1 意見等の件数の内訳

意見等	件数(件)
都民等からの意見書	0
公聴会での公述意見	—
関係区長からの意見	1
合計	1

主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要は、以下に示すとおりである。

項目	騒音	
	意見	事業者の見解
	影響は少ないと評価ですが、騒音に対しては十分な対策を考慮してください。	計画ヘリポートの利用は広域災害時における緊急移動（人員輸送及び緊急物資輸送）等の用途に限ります。運用に関しては以下のようないくつかの措置により、騒音の影響を軽減するよう努めます。 ①原則として早朝・夜間における離着陸は行わない。（運航時間は、原則として午前7時から日没までとする。） ②運航の安全に支障がない範囲で、速やかに離着陸を行う。 ③ヘリポートにおいて、必要以上のアイドリングを行わない。